

高校生のマナー入門



負けないで!消費社会の誘惑に...



栃木県金融広報委員会
(事務局 栃木県県民生活部くらし安全安心課内)

1 消費を考える (ニーズとウォンツ)

- 買う前によく考えましょう。
(使うお金には限度があります)



2 消費者トラブルにあわないために

- 契約で成り立つ消費社会

・下の絵はすべてが「契約」です。
 ・「契約」とは法律で保護された約束事です。口約束でも契約は成立します。
 ・いったん成立した契約は、原則的に一方の都合で解除することはできません。



● 携帯電話を使う



● 電車に乗る



● スーパーで買い物をする

- クーリング・オフとは

いったん成立した契約は守らなければならないのが原則です。しかし、訪問販売や突然の電話での勧誘で契約した商品などは、一定期間内であれば解消できる制度です。契約解除できる期間は、購入方法などにより異なります。(通信販売には適用されません)

訪問販売、電話勧誘販売、語学教室、学習塾、エステなど	8日間
マルチ商法、内職商法、モニター商法など	20日間

3 インターネットとの付き合い

- インターネットショッピングとトラブル

インターネットショッピングは、家に居ながらにして様々な商品が買え便利ですが、「商品が届かない」、「イメージと違っていた」などのトラブルも起きています。また、詐欺サイトの急増などにより、電話が通じず、業者と連絡が取れないなどの解決の難しいトラブルも起こっています。



- 買う前に 次のことを確認しましょう

- ① 販売条件の確認
代金の支払い方法・返品可否・送料有無など
- ② 販売者の確認
販売者の氏名・住所・電話番号の明記など
- ③ 安全面の確認
信頼できる業者かどうか (JADMAマーク・オンラインマーク・プライバシーマークなど)
会社名、住所、電話番号等の表記がなかったり、日本語表記・表現に不自然さがないかどうかなど



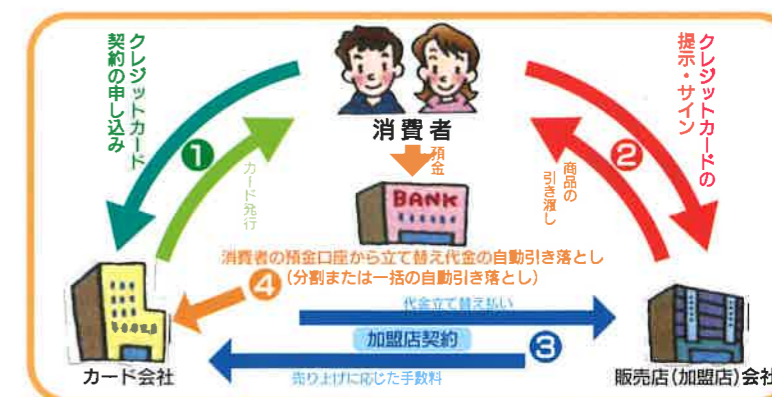
- インターネットをめぐるトラブル

- ① twitterやFacebookなどの交流サイト (SNS)
書き込みは慎重に
- ② 出会い系被害
犯罪に巻き込まれる危険性
- ③ 迷惑メール
不要なメールは開かない



4 多様化する支払方法と注意点

- クレジットカード
・クレジットカードの仕組み



- クレジットカードの注意点

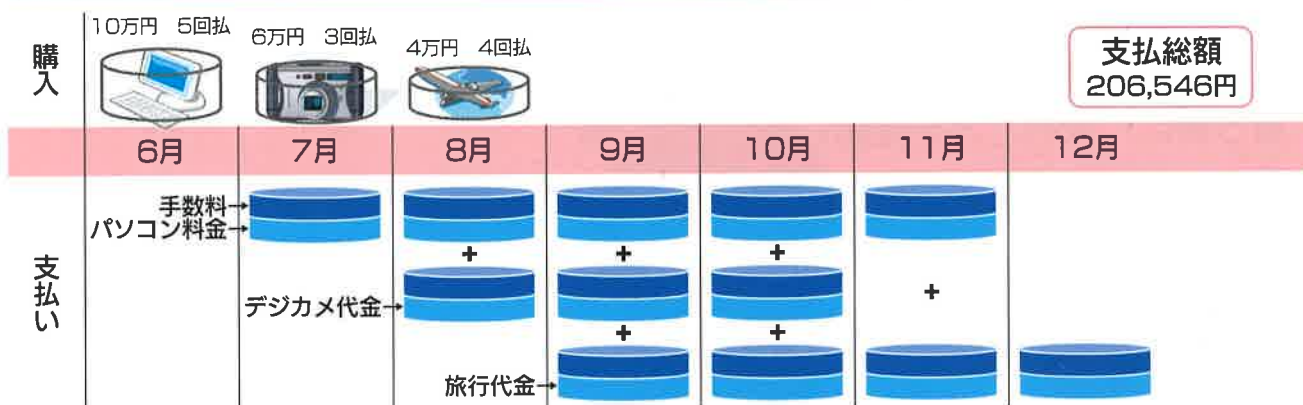
- ① キャッシング機能に注意しましょう。
- ② 犯罪に遭ったり、カードを悪用されることもあります。
- ③ カードの貸し借りはしないようにしましょう。

5 お金のトラブルに注意しよう

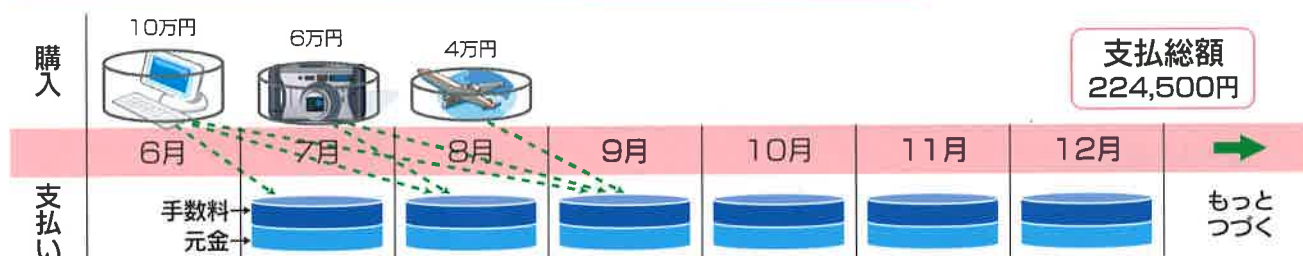
● クレジットカードの利用は計画的に！ ～多重債務に陥らないために～

リボルビング払いは、高額の買い物でも1ヵ月の返済を一定額に抑えられるため、支払いの負担を実感しにくくなります。そのため、返済が長期間にわたるリスクにも気づきにくく、返済期間が延びると利息も多く支払うことにもなります。返済総額を計算し、他の支払方法との比較検討をしてみましょう。

分割払い (手数料=実質年率 15% 月利 1.25%) (複利)



リボルビング払い (手数料=実質年率 15% 月利 1.25%) (複利) <月1万円の元金定額方式の場合>



6 悪質商法にだまされないようにしよう

- アポイントメントセールス、無料体験商法、マルチ商法、モデル商法などは、特に若者が狙われやすい商法です。いらなくなったときには、きっぱりと断りましょう。



7 相談窓口

- 消費者ホットライン 電話 局番なし 188 (お近くの相談窓口につながります)
- 栃木県消費生活センター 電話 028-625-2227
受付時間 月～土 (土曜日は電話相談のみ)
9:00～17:00 (祝日、年末・年始は除く)

作成 栃木県金融広報委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 (栃木県県民生活部くらし安全安心課内)
電話 028-623-2151
ホームページ <http://homepage2.nifty.com/tochikin/>

出所：金融広報中央委員会『10代のためのマネー入門』『きみはリッチ?』『これであなたもひとり立ち』